

本市施設の指定管理業務における会計で、(元)本市非常勤嘱託員が 使途不明金を発生させた事案の告発に対する結果について

本市施設の指定管理業務における会計で、(元)本市非常勤嘱託員が使途不明金を発生させた事案について、刑法第253条(業務上横領)等に該当するとして、市は(元)本市非常勤嘱託員の厳重な処罰を求めるため、平成27年10月23日付で河内長野警察署に対して告発しておりましたが、平成29年3月24日付けで大阪地方検察庁堺支部から不起訴との処分通知がありました。

処分年月日 平成29年3月24日

処分区分 不起訴

告発人 住所：河内長野市原町一丁目1番1号
職業：河内長野市長 氏名 芝田 啓治(告発当時)(現：島田 智明)

被告発人 (元)非常勤嘱託員(任用期間の終了により平成27年3月31日付で退職)
所属等：市民生活部自治振興課小山田コミュニティセンター長 兼 健康長
寿部いきいき高齢課小山田地域福祉センター長(当該職務での在任
期間は、平成22年4月1日～平成27年3月31日)
年齢：65歳(告発当時) 性別：男性

【告発の内容】

被告発人は、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで、河内長野市の非常勤嘱託員として、河内長野市立小山田コミュニティセンター・地域福祉センターのセンター長として勤務し、センターの指定管理者である小山田コミュニティセンター・地域福祉センター管理運営委員会の会計業務を掌っていたが、平成24年11月14日から平成27年3月26日までの間、物品を購入したかのように伝票を起票するも、実際には購入せず、預金口座から現金を引き出して着服するなどして施設管理会計から現金を着服した。

なお、河内長野市による調査の経過の中で、被告発人は上記の着服・横領行為を認め、被告発人及び被告発人の親族と委員会とが協議し、平成27年5月22日に委員会が被った被害額の全額を被告発人の親族が委員会に支払う形で弁済された。

しかし、全庁を挙げてコンプライアンスを推進している中、被告発人の犯行は悪質であり、市民等による批判や抗議を受けるなど、市政の停滞を招き、信用を失墜させた責任は重大であるため告発したもの。

告発金額：18件 1,594,957円